

児童生徒の健康診断

～児童生徒の健康診断の実施とその活用～

埼玉県教育局東部教育事務所

どの小・中学校でも毎年度行われている児童生徒の健康診断。保健主事や養護教諭が作成する実施計画に沿って進められますが、その実施に際し、学級担任として、どのような点に配慮したらよいのでしょうか。ここでは、児童生徒の健康診断の実施とその活用について考えてみましょう。



1 児童生徒の健康診断の目的・内容

(1) 児童生徒の健康診断の目的

「児童生徒の健康診断」は、小・中学校に在籍する児童生徒の健康の保持増進を目的に実施されるものです（学校教育法第12条）。

法的に、「毎学年定期に行われる健康診断」と「必要があるときに臨時に行われる健康診断」の2つがあります（学校保健安全法第13条）。

関係する法令等の記述によると、具体的には、児童生徒の成長の促進、学校環境衛生改善の視点から、以下の内容が目的として考えられます。

- 1 診断結果から児童生徒の疾病や異常を発見して保健指導を行う。
- 2 診断結果に基づいて健康相談を行い、心因性疾患の児童生徒に対してヘルスカウンセリング等により自己解決できるように援助する。
- 3 保健教育に必要な基礎資料を収集・整理して保健教育に役立てる。
- 4 児童生徒の健康状態や保健について、保護者と連絡を取り指導・助言を行う。
- 5 得た情報を基に学校環境衛生の維持及び改善に生かす。

(2) 児童生徒の健康診断（定期の健康診断）の内容

定期の健康診断の内容については、関係法令によって、次のように定められています（学校保健法施行規則第5・6条）。

- ① 時期 毎学年 6月30日まで
※疾病その他やむを得ない事由によって実施期日に健康診断を受けることのできなかった児童生徒に対しては、その事由のなくなった後、速やかに行う。

② 検査の項目

- | | |
|--------------------|-------------------|
| 一 身長、体重及び座高 | 七 歯及び口腔の疾病及び異常の有無 |
| 二 栄養状態 | 八 結核の有無 |
| 三 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無 | 九 心臓の疾病及び異常の有無 |
| 四 視力及び聴力 | 十 尿 |
| 五 眼の疾病及び異常の有無 | 十一 寄生虫卵の有無 |
| 六 耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無 | 十二 その他の疾病及び異常の有無 |

※これらの他、胸囲及び肺活量、背筋力、握力等の機能を、検査の項目に加えることができる。

それぞれの検査項目の方法についても、次のように定められています。

検査項目ごとの方法（学校保健安全法施行規則第7条から）

【身長】

靴下等を脱ぎ、両かかとを密接し、背、臀部及びかかとを身長計の尺柱に接して直立し、両上肢を体側に垂れ、頭部を正位に保たせて測定する。

【体重】

衣服を脱ぎ、体重計のはかり台の中央に静止させて測定する。

【座高】 ※平成28年度から、学校保健安全法施行規則の一部改正により、削除（実施しないこと）になります。

背及び臀部を座高計の尺柱に接して腰掛に正座し、両上肢を体側に垂れ、頭部を正位に保たせて測定する。

【結核の有無】

問診、胸部エックス線検査、喀痰検査、聴診、打診その他必要な検査によって検査する。

【心臓の疾病及び異常の有無】

心電図検査その他の臨床医学的検査によって検査するものとする。

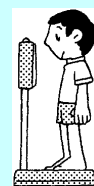
※小学校の第2学年以上の児童、中学校第2学年以上の生徒については、心電図検査を除くことができる。

【尿】

尿中の蛋白、糖等について試験紙法により検査する。

【寄生虫卵の有無】

直接塗沫法によって検査するものとし、特に十二指腸虫卵又は蟯虫卵の有無の検査を行う場合は、十二指腸虫卵にあつては集卵法により、蟯虫卵にあつてはセロハンテープ法によるものとする。



(2) 児童生徒の健康診断（臨時の健康診断）の内容

臨時の健康診断については、関係法令（学校保健安全法施行規則第10条）によって、次のような場合で、必要があるときに、必要な検査の項目について行うことになっています。

- 一 感染症又は食中毒の発生したとき。
- 二 風水害等により感染症の発生のおそれのあるとき。
- 三 夏季における休業日の直前又は直後。
- 四 結核、寄生虫病その他の疾病の有無について検査を行う必要のあるとき。
- 五 卒業のとき。

2 児童生徒の健康診断の実施

(1) 保健主事、養護教諭の学校保健計画、実施計画（実施要項）の確認

児童生徒の健康診断は、保健主事や養護教諭が中心となって作成する年間の「**学校保健計画**」に基づいて実施されるものです。児童生徒の健康診断は、毎年4月～6月に行われますが、リーダーとなる保健主事・養護教諭が打ち出す**実施計画（実施要項）**に沿って、他の教職員と連携し、学年・学級で確

【学校保健計画の例】

平成〇〇年度 学校保健計画

〇〇市立〇〇中学校

- 1 学校教育目標
知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな生徒の育成
 - ・自分で考え進んで学ぶ生徒
 - ・素直で明るく思いやりのある生徒
 - ・健康で、最後までやりぬく生徒
- 2 学校保健目標
心身共に健康で明るく日常生活を営むための基本的な資質・能力を養うことができる生徒の育成
- 3 重点目標
 - (1) 健康に関する理解を通して、自主的に心身の健康づくりを行う資質・能力を養う。
 - (2) 心身の発達の段階に応じた個別・集団の指導により、積極的に健康課題を解決できる資質・能力を養う。
 - (3) 学校の環境について関心を高め、集団の健康の保持増進に努める態度を養う。
- 4 方針・分担等
 - (1) 保健管理と保健教育の調和を図り、学校教育全体を通じて計画的に実施に当たる。
 - (2) 学校保健委員会、生徒会、PTA、地域社会等との連携を図り、健康推進にかかわる人々と一体となって取り組む。

実に児童生徒を導いていくことが大切です。

学校全体にかかわる学校保健計画と児童生徒の健康診断（当日）の実施計画の内容を読み解いて健康診断の実施に臨みましょう。

学校保健計画については、右図のような様式・体裁（内容）が一般的です。

健康診断の実施計画には、次のよう

な内容が盛り込まれています。事前に教師が知っておくべき配慮事項や、児童生徒に指導すべき必要な内容や健康診断に臨む姿勢について確認します。

- (3) 望ましい学校環境をつくり、より健康で快適な学校生活が送れるよう配慮する。
- (4) 学校保健委員会については、保健主事を中心に保健部で事務局を担当する。

5 年間計画一覧				
	保健教育	保健管理	組織活動	備考
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・保健指導計画の決定 ・保健指導教材の確認 【特別活動】学級活動 1年「望ましい生活習慣」 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康調査の実施 ・健康診断の計画立案 ・身体計測 ・視力・聴力検査 ・机、椅子の調整 ・内科検診 	<ul style="list-style-type: none"> ・係分掌決定 ・保健部定例会 ・学校保健委員会組織 ・PTA保健委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・入学式 ・PTA総会 ・生徒会組織会 ・部活動組織会
5月	<ul style="list-style-type: none"> 【保健体育】保健分野 2年「健康と環境」 	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科検診 ・耳鼻科検診 ・飲料水の検査 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健部定例会 ・第1回学校保健委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒総会

児童生徒の健康診断〔実施計画の内容〕例

- 1 健康診断項目と実施対象学年
- 2 健康診断の日程
 - 検査的内容（校内で行う検査、検査機関に依頼する検査）
 - 診察的内容（学校医、学校歯科医による診察・総合的な評価）
- 3 健康診断の実施方法
 - ◇検査項目に応じた児童生徒のプライバシー保護のための進め方
 - ◇開始・終了時刻、所要時間（1人当たり、学年・学級当たりの目安）
- 4 検診・検査会場
 - ◇採光、室温、喚起、騒音等の状況・条件への配慮
 - ◇プライバシーが守られる環境づくり
 - ◇児童生徒の動線
- 5 教職員の役割分担
 - ◇検診・検査に必要な人数割り（担当・分担）
 - ◇計測機器の使用法、使用時の配慮事項
- 6 学校における情報管理の在り方
 - ◇プライバシー保護に関する留意事項、個人情報の管理の方法
- 7 男女の性差への配慮
 - ◇衣服を脱いで行うもの→校種・学年不問で男女別に実施
- 8 諸事情により健康診断を受けられない児童生徒への対応
- 9 事後措置の進め方
 - ◇健康診断結果の通知方法の工夫、精密検査機関の確認、結核対策委員会等
- 10 その他
 - ◇児童虐待の疑いを発見した場合の対応（通報義務）



(2) 児童生徒への事前指導

児童生徒の健康診断は、学校保健における保健管理のための中核的な行事であるとともに、学習指導要領において特別活動の学校行事（健康安全・体育的行事）の一つとして位置付けられています。従って、健康診断の教育的な側面に留意し、健康教育の一環として、その意義や目的、保健情報等を含めた事前指導を行うことが大切です。

児童生徒の健康診断〔事前指導の内容〕例

- 健康診断の意義、目的、実施計画（要項等）
- 検診・検査項目と実施対象者
- 健康診断の受け方（順番、会場の順路、服装、受診態度など）
- 検診・検査当日受診等をできなかった場合の対応方法
- その他



これらの内容は、健康診断の保護者への通知文書や学級通信、連絡帳、帰りの会での連絡などを通じて、各家庭の保護者にも知らせ、説明を加え、理解・協力を得るようにします。

(3) 健康診断実施中の留意点

健康診断実施中の児童生徒の集団行動の取り方等の行動傾向や健康についての意識を把握することにより、教育活動を行う際の個々の実態に応じた指導・支援に役立てることが出来ます。

また、実施中にも、事前指導の内容（健康診断の受け方、集団行動の仕方）の指導、健康についての意識付けとなる声掛けを行うことが大切です。

3 児童生徒の健康診断の事後に行うこと

(1) 健康診断票の作成と管理

児童生徒の健康診断を行ったときは、児童生徒個々の健康診断票を作成し、診断結果を記録して毎学年累積（小学校1年～中学校3年）することになっています。

児童生徒が進学した場合、当該児童生徒の健康診断票を進学先の校長に送付します。

児童生徒健康診断票(一般) 小・中学校用

この表は、児童生徒の健康診断結果を記録するための表です。学年、性別、年齢、検査項目（視力、聴力、心電図、胸部X線、歯科検診など）の結果を記録します。

児童生徒健康診断票(歯・口腔) 小・中学校用

この表は、児童生徒の歯と口腔の健康診断結果を記録するための表です。歯の健康状態、歯垢の付着状況、歯肉の状態などを記録します。

また、児童生徒が **【健康診断票（一般）様式】** **【健康診断票（歯・口腔）様式】** 転出した場合には、当該児童生徒の健康診断票を転出先の校長に送付します。

管理職や保健主事の指導・助言を受けて、また、養護教諭との連絡を密にして管理や事務手続きに当たしましょう。

この児童生徒等の健康診断票は、**5年間保存**することになっています。

(いずれも学校保健安全法施行規則第8条による)

(2) 健康診断の事後措置

健康診断の事後措置については、法令で次のように定められています。

【健康診断の事後措置】

○健康診断の結果に基づいて次の措置をとります。

(学校保健安全法第14条)

- ① 疾病の予防処置
 - ② 治療の指示
 - ③ 運動及び作業を軽減する等の適切な措置
- 具体的には、次のような措置を指します。

- 一 疾病の予防処置を行うこと。
- 二 必要な医療を受けるよう指示すること。
- 三 必要な検査、予防接種等を受けるよう指示すること。
- 四 療養のため必要な期間学校において学習しないよう指導すること。
- 五 特別支援学級への編入について指導及び助言を行うこと。
- 六 学習又は運動・作業の軽減、停止、変更等を行うこと。
- 七 修学旅行、対外運動競技等への参加を制限すること。
- 八 机又は腰掛の調整、座席の変更及び学級の編製の適正を図ること。



九 その他発育、健康状態等に応じて適当な保健指導を行うこと。

○児童生徒、保護者へ健康診断の結果を通知します。(学校保健安全法施行規則第9条)
健康診断を行った後、21日以内に通知

※6月30日(最終期限)に健康診断を終了すれば、7月21日までに通知することになります。

学級担任として、日常の学級生活の中で児童生徒に対して行うこと、電話連絡や家庭訪問、保護者会等を通じて保護者に対して行うこと、保健主事や養護教諭と連携し、学校や学年として行うことなど、対応を整理して事後の措置を進めていきましょう。

4 健康診断結果の活用

児童生徒の健康診断の目的に従って、診断結果の活用を図りましょう。

(1) 診断結果から児童生徒の疾病や異常を発見した場合の保健指導

診断結果から疾病や異常を発見した場合は、早期の治療を勧め、日常生活で気を付けることを考えさせて実践に結び付くように保健指導を行います。

学級担任として、次のような対応が考えられます。

疾病・異常を発見した場合の保健指導(例)

- 1 疾病異常者、要治療者を確認する。
- 2 児童生徒に認識させ、要治療者の指導を行う。
- 3 要治療者の保護者に、児童生徒の治療を勧告する(通知など)。
- 4 状況により、座席配置や授業への参加のさせ方に配慮を施す。
- 5 机・椅子の適正、採光・照明等に配慮を施す。
- 6 治療勧告後に治癒した場合、医師の証明書を提出させ、治療の完了を見届ける。
- 7 必要に応じて、電話連絡や家庭訪問等により、直接、疾病や異常の説明、治療状況を確認する。



(2) 診断結果に基づく健康相談・ヘルスカウンセリング等による援助

保健主事や養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等と連携し、児童生徒や保護者との健康相談やヘルスカウンセリングを行うことができるようにします。そして、そのような体制が学校にあることを児童生徒や保護者に知らせておく必要があります。

特に、日常の学校生活で健康上(身体面、精神面)の配慮を要する児童生徒とその保護者とは定期的、恒常的に報告・連絡・相談ができるようにします。

(3) 必要な基礎資料を収集・整理しての保健教育

児童生徒が、自分の健康診断結果のデータを基にして自分の健康についての理解を図るようにします。

《測定項目(身長、体重、座高)について》

- 年齢とともに各項目が順調に増加しているかを確認する。
- 学級や全国平均と比較して、自分の身体の発達状態を理解する。
- 前年と比較して1年間での増加の状況について調べ、自分の成長についての理解を深める。
- 発育をさらに促すための方法を考え、日常の生活計画を立てる。

《検診項目(視力、聴力、疾病・異常等)について》

- 前年度から変化したことや本年度の状態について理解する。
- 治療方法や予防について調べたことを基に考える。
- 視力や聴力等の低下が学年学級の傾向となっているときは、学年学級としての対策(児童生徒の生活の改善など)を考える。



診断結果を基に発育状況や疾病・異常について、学年別・男女別等の統計を行い、グラフ等の資料を作成するなどして保健学習の参考資料にすることが考えられます(プライバシー保護に配慮)。